令和4年4月13日 規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立小松大学大学院学則(令和4年規則第20号)(以下「大学院学則」という。)第7条第2項の規定に基づき、各専攻の専攻会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専攻会議は、専攻の専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じて、准 教授その他の専任教員を加えることができる。

(審議事項)

- 第3条 専攻会議は、公立小松大学研究科委員会規則第8条に定める事項について審議する。
- 2 専攻会議は、前項に規定するもののほか、学長、研究科長及び専攻長が意見を求める教育及び研究に関する事項について審議する。

(議長)

- 第4条 専攻会議に議長を置き、専攻長をもって充てる。
- 2 専攻長に事故があるときは、専攻長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。 (招集)
- 第5条 専攻会議は議長が招集する。
- 2 専攻会議は、原則として月1回開催する。ただし、議長が必要と認めるときは、臨 時の専攻会議を招集することができる。
- 3 議長は、構成員の3分の1以上の者から要求があったときは、専攻会議を招集しなければならない。

(定足数)

第6条 専攻会議は、構成員(海外渡航者及び休職者を除く。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

(議決)

第7条 専攻会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は 議長の決するところによる。ただし、専攻会議が特に必要と認めた事項に関しては、 出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(専門部会)

- 第8条 専攻会議の下に、専門的事項を審議するため、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

- 第10条 専攻会議は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。 (事務)
- 第11条 専攻会議の事務は、事務局において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、令和4年4月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。